

平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針

I 入学者選抜の対象となる学校等

- 1 学校
すべての公立（県立及び市立）高等学校
- 2 課程
全日制課程、定時制課程、通信制課程
- 3 学科
普通科（コース、単位制による課程を含む。）、専門教育を主とする学科及び総合学科

II 入学者選抜の基本方針

兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の平成30年度入学者の選抜は、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）第90条並びに「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号文部事務次官通知）及び「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成9年11月28日付け文初高第243号文部省初等中等教育局長通知）を踏まえ、この基本方針に基づき別途定める「平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」（以下「要綱」という。）により厳正に実施する。

（出願資格）

- 1 入学を志願することのできる者は、平成30年3月に中学校（特別支援学校中学部、文部科学大臣が認定した在外教育施設等を含む。以下同じ。）を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。

（入学者選抜の方法）

- 2 入学者の選抜は、複数志願選抜又は各高等学校単独で行う。全日制普通科（中高一貫教育校を除く。）及び総合学科における学力検査については複数志願選抜で行い、その他については各高等学校単独で行う。
- 3 各高等学校単独の選抜は、学科ごとに行うことを原則とするが、専門教育を主とする学科を設置する高等学校にあっては、複数の学科の募集定員を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。

（出願手続）

- 4 志願者は、1校1学科に出願する。ただし、複数志願選抜で行う入学者選抜にあっては、第2志望校を付して出願できる。
また、要綱に定めるところにより、志願先を変更することができる。

（合否判定資料）

- 5 入学者の選抜は、中学校の校長（当該教育施設の長。以下同じ。）から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う。

（学力検査及び調査書の取扱い）

- 6 学力検査による入学者の選抜においては、学力検査の成績と調査書の学習評定との比重が同等となるようにする。

また、調査書の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

- 7 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。

（学力検査の内容）

- 8 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ。）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、内容の基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。
- ただし、学力検査において総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。
- その際、実技検査は、中学校学習指導要領に示されている4教科の目標に則し、内容の基本的事項についての検査とする。

（面接）

- 9 受検者の進路に対する意志の確認等、調査書の記載事項とも関連して、受検者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施して、その結果を選抜のための資料に加えることができる。

（推薦入学）

- 10 推薦入学による入学者の選抜は、全日制の課程のうち、専門教育を主とする学科、総合学科並びに普通科の一部に設置する国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース、健康福祉系コース及び単位制による課程について実施する。
- その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、要綱に基づいて実施する適性検査、面接等の結果を資料として選抜を行う。
- なお、帰国生徒にかかわる推薦入学は、国際関係に関する学科及び国際文化系コースについて実施する。

（成人特例入学者選抜）

- 11 定時制の課程の受検者のうち満20歳以上の希望する者については、学力検査を行わず、面接及び作文による選抜を実施する。

（通信制課程）

- 12 通信制の課程の入学者の選抜は、面接を実施し、その結果及び調査書その他必要な書類を資料として行う。

（再募集）

- 13 定時制の課程及び通信制の課程において、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

平成 30 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針の主な変更点（新旧対照表）

旧	新	理由
<u>（県立大学附属高等学校）</u> <u>14 兵庫県立大学附属高等学校の入学者</u> <u>の選抜については、企画県民部長が別途定め</u> <u>る「兵庫県立大学附属高等学校入学者選抜実</u> <u>施要領」による。</u>	（削除）	県が設置した兵庫県立 大学附属高等学校が公 立大学法人兵庫県立大 学に移管したため。